## 船舶事故調査報告書

令和6年11月20日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

	運輸安全委員会(海事専門部会)議決
事故種類	乗揚
発生日時	令和6年4月10日 03時10分ごろ
発生場所	香川県直島町 <b>葛</b> 島東岸
	葛島灯台から真方位355°340m付近
	(概位 北緯34°28.3′ 東経133°57.5′)
事故の概要	プレジャーボートネプチューンは、漂泊中、干出浜(岩)に乗り揚
	げた。
事故調査の経過	令和6年5月9日、主管調査官(広島事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ネプチューン、5トン未満(長さ10.07m)
船舶番号、船舶所有者等	280-28701香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂、プロペラに曲損等
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好
	海象:海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 北流 1.5ノット
	(kn)(葛島東方沖の直島水道)
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、直島町宮浦港
	に帰航する目的で、法定灯火を表示して、葛島東方沖の直島水道を南
	進中、船長が、星空の鑑賞を行うこととし、船首を南南東方に向け主
	機を停止して漂泊を開始した。
	船長は、本船が潮流によって北北西方に圧流されたが、気付かな
	かった。
	船長は、葛島の周囲には干出浜(岩)が存在することを知っていた
	が、正確な場所は知らなかった。
	船長は、この海域は15回以上航行し、8回以上は夜間航行の経験
	があったので、周囲を見渡せばおおよその船位が分かると思い、漂泊
	中、本船に装備されていたレーダーやGPSプロッターを使用して自
	船の位置を確認していなかった。
	船長は、操舵室外の左舷後部甲板上で星空を鑑賞していたところ、
	船体に衝撃を感じ、周囲を見て本船が葛島東岸の干出浜(岩)(以下
	「本件岩場」という。)に乗り揚げたことに気付いた。
	船長は、操舵室前方のキャビンにいた同乗者の負傷の有無及び船体
	の損傷状況を確認した後、本件岩場から離礁しようと、主機を始動さ
	せ、前後進の操作を繰り返して離礁を試みたが、下げ潮時であったの
	で、本船を離礁させることができなかった。

	船長は、潮が満ちてくれば離礁できると思い、その場で潮が満ち、
	周囲が明るくなるのを待って、知人に本事故発生の連絡を行った。
	周囲が明るくなった頃、付近を航行中の船舶の船長は、本件岩場で
	乗り揚げている本船を認めて、海上保安庁に通報した。
	本船は、通報を受けて来援した巡視艇により離礁が試みられたが、
	本件岩場から離礁できず、満潮になった頃、船長が救援要請した修理
	業者の船に引き出されて離礁し、修理工場にえい航された。
	本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。
	船長は、レーダーやGPSプロッターを使用せず、また、周囲の見
	張りを行わなかったので、本船が、潮流によって北北西方に圧流され
	ていることに気付かなかったと本事故後に思った。
	船長及び同乗者は、腰巻き型の手動膨張式救命胴衣を着用してい
	<i>t</i> =。
	(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の船体 参照)
分析	本船は、葛島東方沖で漂泊中、船長が、星空の鑑賞に意識を向け、
	本船の位置の確認や周囲の見張りを行わなかったことから、潮流によ
	り本件岩場に接近していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたも
	のと考えられる。
	船長は、何度もレーダーやGPSプロッターを使用せず目視のみで
	航行した経験があったことから、本船の位置の確認や周囲の見張りを
	行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、葛島東方沖で漂泊中、船長が、星空の鑑
	賞に意識を向け、本船の位置の確認や周囲の見張りを行わなかったた
	め、潮流により本件岩場に接近していることに気付かず、本件岩場に
	乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・船長は、周囲に干出浜(岩)の存在する海域で漂泊する場合、星
	空の鑑賞など、特定の方向のみに意識を向けることなく、周囲の
	見張りを十分に行い、GPSプロッタ一等を適切に活用し、常
	時、周囲の干出浜(岩)と自船との位置関係を把握して、干出浜
	(岩) に接近しないようにすること。

付図1 事故発生経過概略図



写真1 本船



(海上保安庁提供)